

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	指定認定事務支援法人の指定		
根拠法令及び条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の22第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令等において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の18(指定認定事務支援法人の指定の要件) 別紙1のとおり		
審査基準 設定年月日	令和4年4月1日	審査基準 最終変更年月 日	令和8年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙1

### 審査基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の18(指定認定事務支援法人の指定の要件)

法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 認定支援事務(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第二百三十八号。以下「令」という。)第一条第一項に規定する認定支援事務をいう。以下同じ。)を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、認定支援事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 認定支援事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定支援事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、認定支援事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。